山鹿市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年３月１７日

山鹿市長　早　田　順　一

山鹿市規則第４号

山鹿市財務規則の一部を改正する規則

山鹿市財務規則（平成１７年山鹿市規則第５１号）の一部を次のように改正する。

第６４条第１項中「のほか、次の表に掲げる」を「又はこれと為替取引のある」に改め、同項の表を削り、同条第２項中「指定金融機関又は」及び「（電子計算組織によるフロッピーディスク等を含む。）」を削り、「交付」の次に「（電子情報処理組織等による交付を含む。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、会計管理者が適当と認めるときは、口座振替依頼書の交付を省略することができる。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。